



茨労発基 1201 第 3-2 号
令和 5 年 12 月 1 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
茨城県支部長 殿

茨城労働局長



令和 5 年度年末年始労働災害防止強化運動の推進について（要請）

初冬の候、貴団体におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、労働災害防止をはじめとする労働行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、茨城県内における令和 5 年 10 月末現在における労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は新型コロナウイルス感染症による患者を除き 2,386 人となり、前年同期比で 98 人の増加となっています。また、転倒災害が第三次産業を中心に増加しており、特に製造業の増加率が顕著な状況にあります。

一方、労働災害による死亡者数は、令和 5 年 10 月末現在で、前年同期と比べて 9 人減少しているが、今なお 16 人の尊い命が失われています。さらに業種別では、製造業と建設業でそれぞれ 4 人、この 2 業種で全体の半数を占めており、事故の型別では、「墜落・転落」、「交通事故（道路）」の順に多く発生しています。

これらの状況に加えて、年末年始は、慌ただしい中での大掃除や、機械設備の点検・再稼働等の作業が増え、労働災害の発生リスクが大きくなることから、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認等に全員で取り組むことが、より一層重要となります。

このため、茨城労働局及び県内の労働基準監督署では、別紙実施要綱のとおり、令和 5 年 12 月 1 日（金）から令和 6 年 1 月 31 日（水）までの期間、「令和 5 年度 年末年始労働災害防止強化運動（以下「強化運動」という。）」を展開することといたしました。

つきましては、本強化運動及び実施要綱に記載の事業場の実施事項に関して、傘下の会員事業場に対し、広く周知・徹底していただきますよう要請いたします。

【別添資料】

- No. 1 「令和 5 年度年末年始労働災害防止強化運動」実施要綱
- No. 2 同強化運動 リーフレット
- No. 3 茨城県内の労働災害発生状況（令和 5 年 10 月末速報値）
- No. 4 令和 5 年 県内の労働災害発生状況（令和 5 年 10 月末速報値）
- No. 5 令和 5 年 死亡災害事例（茨城県内の 10 月末現在）
- No. 6 転倒災害防止リーフレット（茨城局版）
- No. 7 職長等のみなさまへ（リーフレット）
- (参考) 令和 5 年度年末年始無災害運動リーフレット（中災防）

令和5年度 年末年始労働災害防止強化運動実施要綱

厚生労働省 茨城労働局

1 楽 旨

茨城県内における令和5年10月末現在における労働災害による休業4日以上の死傷者数は新型コロナウィルス感染症による患者を除き2,386人となり、前年同期比で98人の増加となっている。また、転倒災害が第三次産業を中心に増加しており、特に製造業の増加率が顕著な状況にある。

一方、労働災害による死者数は、令和5年10月末現在で、前年同期と比べて9人減少しているが、今なお16人の命が失われている。さらに業種別では、製造業と建設業でそれぞれ4人、この2業種で全体の半数を占めており、事故の型別では、「墜落・転落」、「交通事故（道路）」の順に多く発生している。

年末年始は、慌ただしい中での大掃除や、機械設備の点検・再稼働等の作業が増え、労働災害の発生リスクが大きくなることから、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認等に全員で取り組むことが、より一層重要となる。

このような状況を踏まえ、労使双方が力を合わせて一年を無災害で締めくくり、誰もが安全で健康な新年を迎えるよう、労働災害防止のための取組の強化を図る「令和5年度年末年始労働災害防止強化運動（以下「強化運動」という。）を以下により展開することとする。

2 実施期間

令和5年12月1日（金）から令和6年1月31日（水）までとする。

3 実施者

- (1) 茨城労働局及び各労働基準監督署
- (2) 各事業場

4 実施事項

(1) 茨城労働局及び各労働基準監督署の実施事項

- ① 経営者団体・災害防止関係団体等に対する強化運動の取組への要請の実施
- ② 労働局幹部及び労働基準監督署長による安全パトロール等の実施
- ③ 建設工事現場に対する集中的な監督指導の実施
- ④ ホームページ等を通じた強化運動の取組への周知啓発

(2) 事業場における主な実施事項

- ① 経営トップによる年末年始の労働災害防止に関する決意表明
- ② 事業場の代表者等による安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査及び作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の揚げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター等の掲示
- ⑦ KY（危険予知）活動を活用した非定常作業の労働災害防止対策の徹底
- ⑧ 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ⑨ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑩ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑪ 高年齢労働者の安全と健康確保のための対策の推進
- ⑫ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑬ 感染症拡大防止対策の徹底

(3) 重点業種別の対策

ア 製造業

製造業では、はざまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、墜落・転落災害が多く発生していることから、以下に留意する。

- ① 機械設備の回転部分等に安全カバーを取り付け、点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させる。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられていることを確認する。
- ② 作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害のリスク低減をする。食品工場等水を扱う職場は、靴底材に耐滑性があり、滑りにくい作業靴を使用する。
- ③ 高所に物の置き場所がある場合は、手すりを取り付け、高所で作業する場合は、墜落防止用器具を使用する。

イ 建設業

建設業では、墜落・転落災害が多く発生していることから、墜落防止対策を中心に、以下に留意する。なお、令和5年10月から労働安全衛生規則の改正により、足場の点検者の指名、足場の組立て等後の点検者の記録・保存が必要になっていることに注意する。

- ① 足場を設置してから作業する。荷の搬入などにより一時に手すりを取り外した場合、必ず関係者に伝え、後回しにせず直ちに復旧する。
- ② 手すりを取り外した場合や身を乗り出す作業は、フルハーネス型の墜落防止用器具を着用し、墜落による危険を防止する。
- ③ はしごや脚立を使用するときは、使用方法を遵守し、安全に作業する。
- ④ 建設機械との接触を防止するため、立入禁止措置又は誘導員を配置する。
- ⑤ 土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置する。

ウ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック荷台等からの墜落災害が多く発生していることから、荷主の理解と協力を得つつ以下に留意する。なお、令和5年10月から労働安全衛生規則の改正により、最大積載量2トン以上の貨物自動車に昇降設備、保護帽の着用が必要となり、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業は、令和6年2月から特別教育が義務化になるので、注意する。

- ① 荷台への昇降を安全にするため、車両へ足を掛けるステップやつかまることのできるグリップを取り付ける。
- ② 荷の積卸し場所等には、荷主と協議し、墜落防止のための親綱や簡易作業台を設置する。
- ③ ロールボックスパレット（カゴ車）の安全な取り扱い、特にテールゲートリフターを使用してロールボックスパレットを取り扱う場合の安全対策を徹底する。
- ④ ヘルメット（墜落防止用の保護帽）を着用する。

エ 第三次産業

小売業、社会福祉施設、飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多く発生していることから、以下に留意する。

- ① 「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、感染症対策も徹底する。
- ② 作業面や通路の凹凸を補修する等、転倒災害の防止に取り組む。
- ③ 安全推進者を選任し、安全衛生活動、安全衛生教育などの労働災害防止対策に取り組む。
- ④ 5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）を徹底し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保する。
- ⑤ 正しい荷物の持ち方等腰痛予防教育の実施や腰痛予防体操を実践する。

年末年始労働災害防止強化運動



職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切です。

特に年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。

各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となります。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにし、本年度の年末年始労働災害防止強化運動を展開しましょう。

実施期間

令和5年12月1日から令和6年1月31日

運動標語

「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」

(中央労働災害防止協会年末年始無災害運動スローガン)

事業場の実施事項

(1) 年末年始に実施する事項

- ①経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ②安全衛生パトロールの実施
- ③機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ④年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示



(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- ①KY(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ②安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ④転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑤火気の点検、確認などの火気管理の徹底
- ⑥交通労働災害防止対策の推進
- ⑦過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑧健康的な生活習慣(睡眠・食事・運動等)に関する健康指導などの実施
- ⑨感染症拡大防止対策の徹底
- ⑩職場のハラスマント防止につながる取り組みの推進
- ⑪自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑫安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



非定常作業時の災害を防ぐ！

大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非定常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門ら関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。必要な保護具の着用の確認も忘れずに。



① 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は各作業者が自分のキーを持つ(ロックアウト)。

② 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。

③ 動力を遮断し(電源を切り)、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」などの表示をする。

④ チェックリストなどを使って漏れなく点検。
指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で

作業が終了したら…

- 無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどをもとに戻して、作業場を整理・整頓。
- ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

転倒に注意！

慌ただしい年末年始は、転倒などにつながる不安全な行動をしがちです。また、雪や凍結した路面も注意が必要です。しっかりと対策をして、安全を確保しましょう。



チェックしてみよう！ 例えば…

- 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されているか
- 台車などは、荷がぶれたりしないよう安全に使用しているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー(標識)を掲示しているか
- 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- 転倒などを予防するための教育を行っているか

脚立作業のポイント



① : 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
・保護帽や保護手袋を着用する。

② 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てる体制を安定させる。つま先立ちは危険！

③ 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。

④ 脚立は原則として2m未満のものを使う。

⑤ 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

表1 茨城県内の労働災害発生状況(令和5年)

業種別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減		(令和5年10月末速報値)	
	R4年 1月～10月	R5年 1月～10月	R4年 1月～10月	R5年 1月～10月	死傷(%)	死亡(%)		
計	2,288	2,386	25	16	98 (4.3)	-9 (-36.0)		
製造業	640	668	8	4	28 (4.4)	-4 (-50.0)		
食料品	202	225	1	0	23 (11.4)	-1 (-100.0)		
化学	75	64	1	1	-11 (-14.7)	0 (0.0)		
金属製品	99	105	1	1	6 (6.1)	0 (0.0)		
建設業	229	211	11	4	-18 (-7.9)	-7 (-63.6)		
土木	53	59	4	1	6 (11.3)	-3 (-75.0)		
建築	119	117	4	3	-2 (-1.7)	-1 (-25.0)		
その他	57	35	3	0	-22 (-38.6)	-3 (-100.0)		
運輸交通業	311	311	2	2	0 (0.0)	0 (0.0)		
道路貨物運送業	286	287	2	2	1 (0.3)	0 (0.0)		
貨物取扱業	43	46	0	1	3 (7.0)	1 (-)		
陸上貨物取扱業	37	41	0	0	4 (10.8)	0 (0.0)		
農林業	43	54	0	3	11 (25.6)	3 (-)		
畜産水産業	82	102	0	0	20 (24.4)	0 (0.0)		
商業	329	335	1	1	6 (1.8)	0 (0.0)		
小売業	239	241	1	1	2 (0.8)	0 (0.0)		
社会福祉施設	170	186	0	0	16 (9.4)	0 (0.0)		
飲食店	81	77	0	0	-4 (-4.9)	0 (0.0)		
その他	360	396	3	1	36 (10.0)	-2 (-66.7)		

※ 新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

表2 全国の労働災害発生状況(令和5年)

業種別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減		(令和5年10月末速報値)	
	R4年 1月～10月	R5年 1月～10月	R4年 1月～10月	R5年 1月～10月	死傷(%)	死亡(%)		
計	96,830	99,353	584	545	2,523 (2.6)	-39 (-6.7)		
製造業	19,891	20,315	116	101	424 (2.1)	-15 (-12.9)		
建設業	10,780	10,810	216	161	30 (0.3)	-55 (-25.5)		
交通運輸事業	2,165	2,263	7	7	98 (4.5)	0 (0.0)		
陸上貨物運送事業	12,406	12,198	62	80	-208 (-1.7)	18 (29.0)		
港湾運送業	265	256	1	4	-9 (-3.4)	3 (300.0)		
林業	907	902	24	21	-5 (-0.6)	-3 (-12.5)		
農業・畜産・水産業	2,282	2,322	15	19	40 (1.8)	4 (26.7)		
商業	15,722	15,743	52	52	21 (0.1)	0 (0.0)		
小売業	11,950	11,728	27	29	-222 (-1.9)	2 (7.4)		
社会福祉施設	8,958	9,866	4	7	908 (10.1)	3 (75.0)		
飲食店	3,765	4,105	1	4	340 (9.0)	3 (300.0)		
その他	19,689	20,573	86	89	884 (4.5)	3 (3.5)		

※ 新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

令和5年 県内の労働災害発生状況

事故の型別の労働災害（休業4日以上の死傷災害）

（令和5年10月末速報値）

資料No.4

業種別	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	激突され、 はさまれ・ 巻き込まれ	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故	動作の反動・ 無理な動作	その他	合計
計	(6) 424	(3) 572	138	108	(1) 143	(1) 279	116	(4) 126	324	(1) 156 (16) 2,366
製造業	(1) 80	125	41	49	(1) 39	(1) 156	44	(1) 6	78	50 (4) 688
食料品	23	61	15	9	5	50	15	2	26	19 225
化学	(1) 12	10	3		4	17	2		11	5 (1) 64
金属製品	8	13	11	15	9	(1) 26	9		8	6 (1) 105
建設業	(3) 71	20	8	17	17	29	16	2	18	(1) 13 (4) 211
土木	20	3	2	7	6	10	2		5 (1)	4 (1) 59
建築	(3) 40	12	6	7	9	12	11	1	13	6 (3) 117
その他	11	5		3	2		7	3		3 35
運輸・交通業	(1) 108	47	21	7	11	30	3 (1)	24	44	16 (2) 311
道路貨物運送業	(1) 104	40	20	7	11	29	3 (1)	18	41	14 (2) 287
貨物取扱業	(1) 3	12	5	2	5		5		2	8 4 (1) 46
陸上貨物取扱業	2	11	5	1	4	5			2	8 3 41
農林業	9 (3)	10	1	5	8	8	7		6	(3) 54
畜産水産業	22	28	5	2	26		5	1	1	9 3 102
商業	42	104	23	13	13	18	17 (1)	45	40	20 (1) 335
小売業	26	82	13	7	4	10	16 (1)	41	28	14 (1) 241
社会福祉施設	17	68	11	4	8	3	4	1	61	9 188
飲食店	9	26	2	1			2	11	9	17 77
その他	63	132	21	8	16	23	13 (1)	45	51	24 (1) 396

(注) 1 休業4日以上の死傷災害は、労働者死傷病報告より作成した。
 2 ()内は、内数で死亡災害であり、死亡災害報告より作成した。

死亡災害



死傷災害

